

4 重点施策

(1) 水田農業の振興

【目指す姿】

再生産可能な水田農業経営が展開されている

【目標】

担い手への農地集積率 32.9% → 40.0%

規模拡大を志向する経営面積 10ha 以上の担い手の経営面積の合計

1,058ha → 1,140ha

多面的機能支払交付金を活用する活動組織数 7 組織 → 12 組織

水田農業経営をめぐる環境は、新型コロナ禍前後における販売価格の変動や、肥料等資材価格の高騰による経費の増加、猛暑による品質・収量への影響など、かつて経験したことのない変化・状況に直面しています。

農業者の減少・高齢化が進む中、地域の水田農業を維持するためには、それを担う経営体の育成が重要となっています。そこで、規模拡大意欲のある担い手に対し、計画的な機械・施設の整備、スマート農業・省力化技術や雇用の導入、農地の集約化等に向けた支援を行い、経営改善を図ります。また、温暖化による品質・収量の低下が問題となっていることから、高温に対応した栽培技術、作付体系、品種、資材などの導入を推進します。

また、地域計画に基づく担い手への農地集積・集約化を一層進めるとともに、農家の経営安定に向けて、需要に応じた米生産を引き続き推進していく必要があります。そこで、市等と連携した地域計画の実現をはじめ、国の水田活用直接支払交付金の活用、規模拡大に対応する設備投資への支援等を行います。

さらに、水田営農を継続する上で不可欠な農業水利施設の適切な保全管理や計画的な更新・長寿命化対策を進めるとともに、担い手以外の関係者も含めて農村環境を維持する体制づくりに向けて、多面的機能支払交付金を活用する活動組織の育成を支援します。

具体的活動	行政活動指標	重点施策目標
各市や認定農業者等に対する補助事業の活用促進、説明会等の開催	経営体強化に向けた補助事業活用件数※1 10 件 → 12 件	担い手への農地集積率 32.9% (R6) → 40.0% (R11)
地域計画のブラッシュアップ等の支援		規模拡大を志向する経営面積 10ha 以上の担い手の経営面積の合計 1,058ha (R7) → 1,140ha (R11)
担い手の収益力向上に向けた技術・経営指導	説明会の実施回数※2 3 回 → 15 回	多面的機能支払交付金を活用する活動組織数※2 7 組織 → 12 組織
多面的機能支払交付金に係る取組の啓発のための説明会等の開催		

※1 における現状は令和 4～7 年度の合計値。目標は令和 8～11 年度の累計とする。補助事業については、農産産地支援事業、千葉県農産産地パワーアップ事業、農業雇用条件改善推進事業等。

※2 における現状は令和 7 年度の合計値。目標は現状に令和 8～11 年度の累計を加えた合計値とする。

(2) 園芸農業の振興

【目指す姿】

日本梨、野菜など園芸産地の生産力が向上している

【目標】

日本梨の高温対策実施面積：-ha → 2.18ha

日本梨の新規参入を含む規模拡大経営体数：-戸 → 6 戸

ねぎの主要な規模拡大志向経営体のうち、規模を拡大できた経営体数：-戸 → 9 戸

<日本梨>

東葛飾地域は県内有数の日本梨の産地であり、直売や共選出荷による有利販売が行われています。近年の温暖化により収量、品質の低下が問題となっていることから、品種の更新、かん水やせん定等の管理方法の改善を進め、生産の安定を図ります。また、生産者の減少・高齢化が進んでおり、今後の産地を支える担い手の育成・確保が急務となっています。そこで、意欲の高い生産者の技術・経営改善や新規就農者の定着・育成に向けて、研修会等の開催や個別指導を実施し技術向上や経営改善を図ります。併せて関係者と連携した園地貸借の推進や雇用労力の導入支援により、意欲の高い生産者の経営規模拡大や新規参入希望者の定着を支援します。

さらに、果樹産地構造改革計画の策定を支援するとともに、梨ワンストップ窓口である（公社）千葉県園芸協会とも連携を図ります。

<ねぎ>

東葛飾地域の産出額において野菜は全体の約 60%を占めています。特にねぎは露地野菜経営における基幹的品目であり、千葉県内でも主要な産地となっています。ねぎ生産は機械化体系が確立されている上、市況が比較的安定しているため、規模拡大に取り組む経営体や、新規に栽培に取り組む生産者が増加傾向にあります。

そこで、ねぎ生産の更なる振興を図るため、春どりねぎ、秋冬ねぎの生産安定をはじめ、栽培意欲の高い生産者に対する技術改善や雇用労力の導入支援により生産拡大を支援します。

具体的活動	行政活動指標※1	重点施策目標※1
夏季高温対策に係る講習会の開催、個別栽培指導	高温対策品種苗木定植本数 －本 (R7) → 872 本 (R11)	日本梨の高温対策実施面積 －ha (R7) → 2.18ha (R11)
園地貸借体制の構築のための調整、活用推進	園地貸借成立件数 －件 (R7) → 3 件 (R11)	日本梨の新規参入を含む 規模拡大経営体数 －戸 (R7) → 6 戸 (R11)
経営課題の明確化と経営改善に資する継続的な個別経営指導	継続的な指導経営体数 －戸 (R7) → 4 戸 (R11)	
規模拡大に必要な技術、装備の導入支援	ねぎの主要な規模拡大志向経営体における省力化機械の導入 －戸 (R7) → 9 戸 (R11)	ねぎの主要な規模拡大志向経営体のうち、規模を拡大できた経営体数 －戸 (R7) → 9 戸 (R11)

※1 の目標は令和 8～11 年度の累計とする。

(3) 都市農業を担う多様な担い手の育成

【目指す姿】

多様な担い手による安定的な経営が持続している

【目標】

新規就農者数：34名/年 → 増加を目指す

新規の認定農業者数：29名/年 → 31名/年

担い手の減少や高齢化が進み、生産力の低下が懸念される中、地域農業を維持・発展させるためには、新規就農者の確保に加え、経営感覚を持つ認定農業者の育成など、次世代を担う人材の確保・育成は不可欠となります。

新規就農者については、本地域が都市部へのアクセスに恵まれていることから、新たに農業に取り組む新規参入が期待されます。そのため、就農後の段階的な支援が重要となるため、営農技術や経営管理能力を新規参入者が習得し、地域に円滑に定着できるよう、「就農準備資金に係る認定研修機関」の設置促進や利用拡大を進めていく必要があります。さらに、親元就農者が多いという本地域の特性を活かし、後継者が地域の担い手として迅速に経営を発展させられるよう、補助事業の積極的活用を支援します。

就農後の農業者に対しては、経営体育成セミナーの実施や農業青少年クラブの活動支援などを通じて、農業経営に必要な知識・技術の向上を図ります。また、女性農業者に対する学習活動の実施により技術・経営の知識習得を図り、経営への参画を推進します。

また、農家戸数の減少が著しい現状を踏まえ、地域の担い手である認定農業者の育成や法人化の推進も重要です。そのため、農業経営改善計画書の作成支援や経営改善に向けた指導、法人化に取り組む農業者に対する支援等を行うとともに、認定新規就農者など将来の担い手が円滑に経営を拡大し、認定農業者等へ移行できるよう、補助事業の活用を含む多面的な支援を行います。

具体的活動	行政活動指標	重点施策目標
各市や関係機関等に対する就農準備資金に係る認定研修機関の設置推進・支援	就農準備資金に係る認定研修機関における研修生数 ^{※1} 0名 → 2名	新規就農者数 ^{※2} 34名/年 → 増加を目指す
就農相談対応の実施	就農相談の実施件数 14件（R6） → 増加を目指す	
各市や認定新規就農者等に対する補助事業の活用促進、説明会等の開催	認定新規就農者における補助事業活用件数 ^{※3} 33件/年 → 37件/年	新規の認定農業者数 ^{※4} 29名/年 → 31名/年

※1の現状は令和4～7年度の累計。目標は令和8～11年度の累計とする。

※2の現状は令和2～6年度の5年中3年平均（最大・最小を除く）。目標の評価指標は令和8～11年度の平均値とする。

※3の現状は令和2～6年度の5年中3年平均（最大・最小を除く）。目標は令和8～11年度の平均値とする。

補助事業は、経営開始資金（新規採択）、経営発展支援事業、「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業等。

※4の現状は令和2～6年度の5年中3年平均（最大・最小を除く）。目標は令和8～11年度の平均値とする。

(4) 多様な担い手による森林整備の推進

【目指す姿】

多様な担い手による森林整備の実施により、地域の森林の多面的機能が発揮される

【目標】

森林環境譲与税を活用し、地域の森林整備を実施する市民活動団体等に対する支援に取り組む市数 2市 → 5市

都市化が進んでいるため森林が少なく、小規模で点在していることから、森林整備の主要な担い手である林業事業体の経営が成立せず、管理が行われていない森林が増加しています。そのため、地域の森林整備の担い手として、地域住民や市民活動団体等が重要な役割を果たしていますが、その活動を拡大及び継続していくために、行政による支援が求められています。

ついては、地域住民や市民活動団体等による地域の森林整備の実施のため、市による森林環境譲与税の担い手支援分野への活用を推進します。また、地域住民や市民活動団体等では整備が困難な公共性の高い森林については、市が主体となった森林環境譲与税を活用した森林整備の実施に向け支援を行います。

具体的活動	行政活動指標	重点施策目標
各市に対する森林環境譲与税の森林整備や担い手支援分野への活用推進、打合せの実施	個別打合せの実施回数 ^{※1} 8回(R6) → 52回(R11)	森林環境譲与税を活用し、地域の森林整備を実施する市民活動団体等に対する支援に取り組む市数 2市(R6) → 5市(R11)

※1 の現状は令和6年度の実績。目標は現状に令和7～11年度までの実績の累計を加えた合計値とする。